

越谷市郷土資料 第四回 史跡めぐり資料

第四回 史跡めぐり資料

(大日山遺跡
春日山遺跡
古河城跡)

第四回 史跡めぐらし案内

目次

日 時 一昭和四十六年四月廿五日

時 間 午前九時四十分 越谷駅集合

場 所 越谷駅

越谷駅 九時五十二分 湘和行バス

大門下車

見学

八

会田本陣 藤井陣

二、
大門神社

三、
大光寺

四、
板石塔婆

五、
其他

越谷駅 解散

会 贻 四〇〇円

交通費・昼食代を含む

大泉院
明照寺
一 大貢
一 大貢

一 春日氏系譜
一 藤原氏支流
一 大貢

1. 日光側或街道大門宿と会田本陣記録 一
2. 大門宿と大興寺
3. 新湯武藏風土記稿より 一〇
4. 湘和市文化財調査報告書第十三集より 一
5. 宋道御跡三尊板石塔婆 一
6. 大興寺の天然記念物 三ツ 一一
7. 大門神社の天然記念物 二
8. 文永七年銘板石塔婆 二
9. 中野田村と明照寺 一
10. 新編武藏風土記稿より 一
11. 湘和市文化財調査報告書第十三集より 一
12. 春日氏一族の墓 一
13. 大泉院 一
14. 明照寺 一

日光御成道大門宿と会田本陣

越谷市郷土研究会理事

大村進

大門宿は浦和市の東部に横たわる鳩ヶ谷支台上に位置し、この盆地上に貫通する日光御成街道沿いに発達した宿場である。この日光御成街道といふのは、

江戸本郷宿分から中山道と分かれ、岩槻宿を経て荒川を渡り、県界に入つて川口・鴻ヶ谷・大門宿の西宿を経て幸手宿で奥州街道と合し、宇都宮でまた奥州街道と分かれ日光に至る街道で、徳川將軍が日光御に参詣する折通行したことからその名がある。このうち幸手宿から宇都宮までは奥州、日光西街道は重複しており、また江戸より岩槻までは別名岩槻街道とも称されている。

大門宿の由来を見ると、戦国時代には岩槻太田氏の領有下となり總川入間流域は岩槻藩領と屬して、当初大門村とも称し村方であつたが、寛文年間(一六六一～一六七三)より江戸よりの往来が頻繁になつたので宿方同様の入馬役も稱せられていた。

文禄十年(一六九七)二月、岩槻城主松平伊賀守忠周が祖馬町石に町封すると大門村は乙地となり以後天領支配となりつた。この時勝村の西方村も解せず一村とし、佐馬宿を併合つけられたのである。勝文頃より同村は大門町とも称し、主として地方薬草には大門村、往還書類には大門助と記載され両村の呼称が併用されたが、文禄十年宿方取立以後は大門町となつた。

宿の規定入馬は入足二五人、坂馬二十五疋を定め

られ、また朝氣副使も確定され、省内に河童湯、高札場も設置されていた。しかし、何分にも日光御成道は他の主導者と異なり、との性質上總川番軍日光社参を除けば平常の交通並にわめて少く、わけても大門宿は御成道中もつとも規範が小さく、將軍の小休所もしくは、番軍休泊所となる近畿城の宿舎宿院としての機能を兼っていた。因みに日光社参をみると元和三年（一六一七）二

代将軍秀忠より始まり、天保十四年（一八四三）（三月三日）十二代家慶までに十九回行なわれたが、五代綱吉以後暫らく中止され、八代吉宗に至つて再び復した。日光御成道の往來は、寛永二年（一六二五）三代家光が最初で以後天保までに數回御成道りになつた。寛永五年（一六二八）の家治社参の際には日光御成道通行と決められたので、大門宿で貢納年と月より準備に仕候され、この時の入馬寄寓は多數にのぼり、入足一丈・面三尺七寸、馬三九二六疋、駕御足定駕馬十五ヶ村、走駕馬同様五ヶ村、加駕馬二十三ヶ村、轡石寄一〇・九六一尺にも及び大門宿は申すまでもなく近隣農村へも過重な負担を課し農村の窮弊化を促進していった。

大門宿の状況は、寛永二十年（一六四三）年間調査たると田畠畝割一又五町四反一畝二十五歩（廿一〇・二尺一反三畝四步、畝六八町二反八畝二十一歩）とあり、翌年の正保元年（一六四四）の武藏田園調査では畠ハ九ヒ石四斗五升八合（田六ニヒ石三升一合）面ニビ〇石四斗ニ升二合）である。併せて文政元年（一八一八）の村差田路調査によると宿の規模内容は次の如くである。

宿入町	之百六拾又八丈	牛	猪	馬	廿六尺
南産名主議帶	毒	毒	毒	毒	
西武治上野	本百疋	本百疋	本百疋	本百疋	
大井	大井	大井	大井	大井	
寺	寺	寺	寺	寺	

三百六谷武久

女	三入
醫師	意入
出家	六入
道心	三人

この記録によると、宿全体が百姓で構成され、豪華も豪家もなく、村方同様であった。文政四年（一八二一）の状況を見ると宿高一・三と石又斗（本陣）へ別々百四十人となつた。戸口をもと減沢を見せており、また宿入馬は西遷入馬善を除けば立入足給五人、立馬十八疋と規定入馬に満たず、残余は差勤無村の負租へ転化し、宿負租の分戻を図つてゐた。おもくに規定入馬すら負租出未ない貧弱であつたため本陣の規模もさわめて小さく中山道蒲和宿本陣の二二〇疋余・大宮宿本陣の一九〇疋余に比して八五坪程度の簡素なものであつた。このため会田家では本陣敷地免除されず百姓同様年貢・往還諸役等を負租していた。ところが一度日光社参がふれ出されると同家で西本陣としての格式を整えて本陣役を勤めねばならなかつたため多額の消費を迫られ、同家は勿論宿民の

負租には多大なるものがあつた。このため宿取翌年は恩うだまかせず、天保四年（一八三三）会田家では、台風にあって被害を蒙つて本陣家が移築のため代官より貰百両を拝借し、また嘉永の頃（一八四八～五〇）には、往古一二〇疋だった純元町御が本陣城跡のため賣地に出され六〇疋に減じたと訴えている。宿の諸百姓も同様難儀を経し、苗畑を隣畠より借入耕作して、その作物である芋、生姜、有合根等を江戸神田や千住河原や駒込等で売捌していく。毎年十月朔日より翌年三月晦日まで、火の番を本陣・向座所主除いた百姓共で行い、往還掃除も同様であつた。

次に宿並みの状況をみると、文政六年（一八二三）に将軍の日光社参の下調べとして当宿の下宿数番上り帳が作成提出されたが、それによると当宿の家数凡一六四軒、總入別々とんど入で、本陣及び周辺本陣を中心として東西に家数八四軒が記載されていた。このうち丘凡軒は往還に面して並んでおり、二三軒の入家の分と西本陣より南側の二軒との併せて二五軒が往還より奥まつた廻に位置していた。この宿並みで三十坪以上の家が二十軒あるが、その分布は往還東

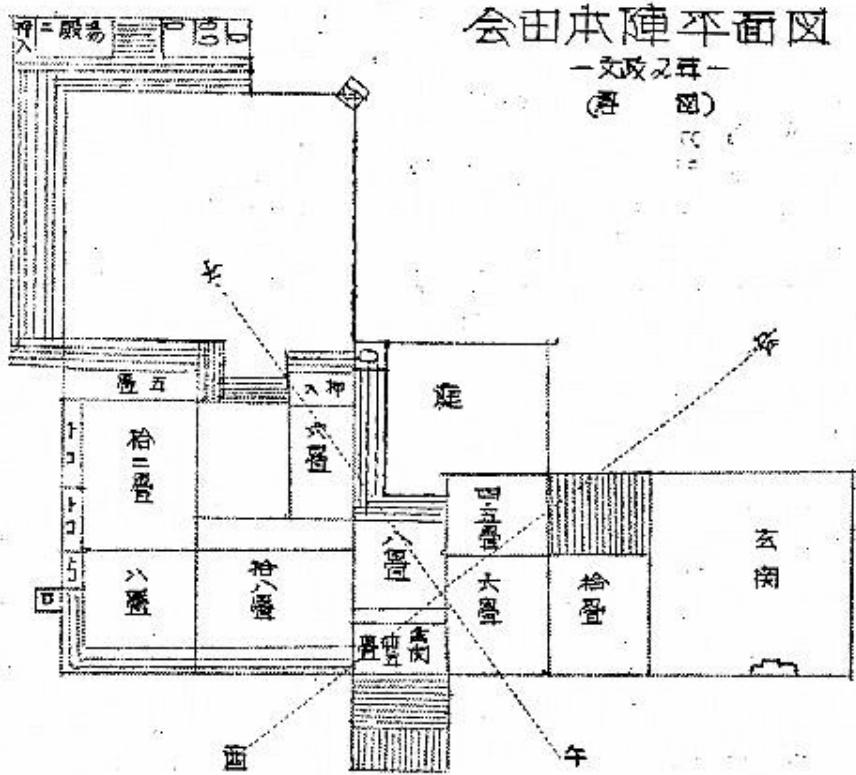
側に北軒・西側に五軒・それに入家が八軒の割合であつて街道に面していい方に大きな家が多い

ように規定される。宿舎の復原図及び元治二年(1869)の本陣絵図は次の通りである



会田本陣平面図

一文政二年一
(图)



なお、本陣には高札場が設けられ、その大きさは、文政五年の高札場御普請額入用書上帳によるところ、長さ、志丈六尺四寸、横、五尺である。

高さ、卷文

この高札場は安永五年（一七七六）に墨根の修繕がなされ、文化十一年（一八一四）に朽腐甚しく、難居困難となつたので、新規普請が行なわれ、その費用は金治両赤五拾七文貳分であった。

また、六日宿で注目すべきは鷹場の設定であった。鷹狩りは徳川初期の武断主義と家康の威儀標榜の手段として、しばしば行なわれ、この辺境も鷹場として使用されていた。このため寛永以前には谷場村に公儀鳥見役の大平尚助、鶴祭喜九郎、丸山三之丞の下重敷があり、この辺境一帯が公儀鷹場に設定され右三人、者が差配に当つていたことがわめる。寛永三年（一六二六）後述のように紀州鷹場となると会田平左衛門答二名が鳥見役を命ぜられ其後慶安以降元禄頃までに星野稚兵衛・松本泰吉征内の両名が加えられていな。当時の鷹場は足立郷下で鷹場・大富、赤崎、鶴見、平

方、植田谷、小室、赤山、呂規、与野、瑞川、浦和等十三領に及んでいた。

ところが五代綱吉の代に生贋憲みの令が発布されるとこの影響により元禄六年（一六九三）紀州鷹場も廢されたが、後に八代吉宗が將軍職に登場すると徳川家草創期の武断主義への復活が目ざされ、享保二年（一七一七）には鷹場制限も復活し、五二村・村寄一五・ハ六八石三斗四合が紀州鷹場となつた。

享保十年（一七二五）の御鷹場總和石高張によるところ鷹場内には八名の鳥見役が置かれ、その支配区域は現在の荒川以東の北は上尾から南は川口まで、東は越谷に至る村数二〇村、村寄五八・一六三石余に及ぶ広大なものであった。このうち南領地域は公儀鷹場と邊を接し、羽合女による紛糾や掠奪御用のために公儀鳥見役の巡回及び清水家借鷹場とも入組んでいたために領民に行政的經濟的に重負担が生じ、嘗々窮状が訴えられていた。

次に本陣会田家について考察すると、会田家の先祖、同家伝承の由緒書、先祖書等によると「永祿年中（一五五八～七〇）小田原北条氏の武將であつた会田中房であつたと云われ、その嫡孫の

金田外紀が、岩観城と「總意たる」によつて大門村望湧山に居住したのが始まりと伝える。会田守勢成については承暦二年（一五五九）北条氏康が東臣國の所領・役商を記した「か田源家領役帳」に江戸衆の一人として挙げられ江戸下平川内葛西郷小岩、同飯東、同御戸の田ヶ村に合計二十六頃九〇〇文を領有していた。

外記の旗は、豊臣秀滿の臣木村良門守重成の一族、木村久兵衛と普請を結び牛千代を生んだ。牛千代は母方の姓をとり会田兵左衛門後明と名乗つて会田衆を継ぎ同家では後明を第一代としている。やがて大内元が紀伊鷹揚に封定されると、鷹揚三歳（一・大ニ大）後明は紀伊鷹揚に召出され、深作村（現大曾市）の名主・水橋七兵衛とともに鳥見役を併せつけられている。

鳥見役は鷹揚の管理と主要在勢とし鷹揚の村々を巡回して鷹揚の繁殖状況や鷹揚の繁殖状況を視し農民を指導督励した。近世初期には、鳥見役は標索も兼ねており、また鷹揚が公領、公領をおおつて設けられていた関係上、その權限は強大であり、村々ごとに古事記があつて名主・惣力ともに兼ね

偏った農民が選ばれて任命されたのである。かくうな名家で村役を勤める家柄が多いのであるが会田家も同様で、鳥見役とともに本陣、同屋、名主役を兼務するなど大門宿の要職を一手に引受けっていた。

金田景が名主役を命ぜられたのは元和元年（一五六二年）以前と推定され、阿部備中守正次（元和九年岩瀬城主）より荀字帶刀御免を許されまた松平伊賀守（貞享三年岩瀬城主）からも同様御免を許されていたので遅くも阿部社替中に名主役を勤めていたことがわかる。ところが前述のように元禄六年（一・大九三）鷹揚が廢されると二代被父は鳥見役を辞して同十年大門宿が天領となるに及んで、日光御成道宿駿翌郡議と相談つて月には代官伊奈平左衛門より本陣向岸名主役兼席を仰付けられた。また寧波ニ耳鷹揚制使が復活されると直ちに鳥見役となり、以降幕末までこれら要職を歴任し、かたわら、文政五年（一・七九三）以来寺小屋を用業・明治六年に至るまで三代へ。年にわたるて近郷子弟の教育に与たつた。

現在、本陣の邊境を伝えるものはわずかに長屋町のみであるが、風口町会田落穂原の配達によると、

元禄七年（一六九四）補修を受けた古い建築である。これは將軍、公卿、諸大名等の沐浴を迎えるために重要な役割をもち、玄関脇のところに一般衆には造作が許されず嚴重な取締りを受けた。

長屋内の状況を詳しくみてみると、回口は正面で奥行に三間の寄棟、かやぶきで、入出の戸戸は格子窓をとり番所とし、表側の壁面は大壁で腰板はササラ子板張りとなつていた。

通帶 本陣の両端えとしては、鬼木門や櫻門を設ける場合が多いが、この大門構は豪華の利用をねた特長の長屋門の形式をとり、氣どらない美しい格子式を表現しようと、ことさらに大壁を設けたり、入口の上を符天井にするなど気を使っていて、總て外観で、中央部の扉構えが強く門全体を引きしめている。

門の細部は表側は斜張出筋とし、符天井とし、裏側は粗末な垂木のままで済ましていがあるなど本陣の建物ではあるけれど、見えない側亦は極力節約を旨とした設計をしており、經營上の苦しさを物語つてゐるようである。

西五年三月には解体移築を完了して、往時の大門が本陣の先端その裏側を再現している。

△会田家文書

最後に大門唐研究の基本史料である会田家文書について一瞥すると現在同家の文書約一万点は、県の浦和町喜蔵文書館に保管され近く刊行をみる「会田家・相沢家文書目録」「会田落穂集」にして、その会號が明らかにされる。この文書に鳥見役、宿駅御使役をはじめ極めて良質な史料をあって浦和市指定文化財となつていい。なかでむし田落穂集とは慶政四年（一七九二）以前における事文書のミニマム、エッセイ・シャルとも称すべきもので表わめて注目すべき史料である。会田家文書の紹介も併せてその内容にふれると

「同書は四六判半折の社綴じ十一冊からなり、各冊とも表紙に「会田落穂集 同書」と書かれ、このうち巻番から巻番までの十冊は、他の伝存文書とともに会田家母家裏の土蔵に長年収納されていた。これらは後年長屋門から発見された文書に比べて虫食い

による文書記載などと判読困難な何冊か書類にあり、織じの傷みも激しくて、後た織ひ直しの手を加えたるものも見受けられた。

会田家は、昭和三十五年二月火災で母屋を全焼も、当時母屋にあった齋會女房料を灰燼に落した。会田落穂集の原本は土蔵に保管されていたので幸にも類焼を免げたのであつた。後で長屋門を調査した際、偶然にも長持を発見し、その中から多数の文書と共に「拾遺番正」が悉見され、これによつて本書の構成十一冊が確認されたと見て、完全に剥つた形で陽の目を見たのである。

図書は、会田家草創以後、寛政四年（一七九二）に至るまでの会田家や大内宿大内家ある主要文書記録類を書き留めたもので、同家が近古初頭以来急速のように大内家の要取を歴任していった内儀工今田家の記であると同時の大内宿を形成していくのである。

同書が落穂集の名を付しているのは、首書が成立した頃世上にすでに流布されていた「地方落穂集」（正編は宝曆十三年成立）の名に依拠したのではないかと思われる。（後編のように地方落穂

集は江戸期における沿民のことに関する、官民の公報ねばならぬあらゆる規則、東緋、横瀬、裁決などを収録した近世地方に因する延本書であつて、名義についてはその序に、次のようにかれでい有。凡近方は未だ不尽にして極りなし、悉く是を知るもの希なり。今此書付わすめに一々二を挙げて要べ難す。遠く大田に落穂を拾ひ申し、候て廻して該種事と若す。

会田家も本書を編纂した際、同家が署方の要取を勤める過程で關係した多数の文書記録から残存している僅かの資料によつて叢録し、また同時にこれが会田家もしくは大内宿の沿革に関する延本書となるためその名を採つたものと想われる。

本書の成り年は、はつきりわからぬが同書各書の最後の部、「綾瀬川通貞普請入定組今村又勘商賈」の末尾に

前書物 大内宿 東橋集大取ヨリ借用寫之

寛政十三年三月上旬

会田家次第

あるので寛政十三年三月以降 天保年間にかけて会田家沿革後續と以後續の手によつて完結したのである。

後醍醐は、金田家先祖書によると第3代と伝え、

文化二年(1435)五月廿四日出生、幼名文五郎・同と昇(1440)承次郎と改名。文政二年(1819)より鳥見役見習を仰けられ二十年

(1837)六月、父後醍醐の従弟にて鳥見取を引継いでいる。父後醍醐は若年の折若狭守鶴見正甫に師事し「文葉を学び己で成る」と伝えるから學識の深い人であったらしく、文政三年(1820)

鳥見役頭取、同九年(1826)には御成道五駆の東輪主相つけられ、大円宿整備に尽力はもろん

会田家へとつても中葉半風の入といわれている。後醍醐は天保四年(1833)六月歳末で存命であつたし、また彼は鷹取(現越谷市)兩棲家から養子として迎えられた後に郷道を加えていた養父である。

義家は由緒正し、それを後せば伝えようとして子後櫻とともに金田落穂集(後)に傳續を願ひたものと想像される。その内容は大別すると次のよう

である。

金田家文書の端末とある箇所。

金田家の由緒に関するもの

、紀州鷹取、鳥見役通のもの

、賃租田のもの

、本陣、西屋役を中心とする交番関係
、善隣寺 大火寺を中心とする社寺関係
、綾瀬川を中心とする河川関係

其の他

各田ともおおむね鷹取に集縁され、金田家本末文書を中心とし、近畿の旧家等からも史料の提供を受け、その又を補つてゐる。

本書に掲載されている史料は、紀州大納言家からなる歴代題から始まり、下段は給憲番の邊政年算御鷹揚御方へが覽「また、前後二百年間にわたつて

資料 新編武藏風土記稿抜粹

(下) 大門宿と大興寺

① 大門宿

大門宿は日光御街道駿亭の一にて、戸塚村

より入、辻村と云舊新田の鬼へ連す。道幅四

間、江戸より行程六里餘、東南の入口に埼玉

葛岩櫛宿への脇道あり。日光御下道と云、往

古は鶴ヶ谷宿より中古彌ひにて當所を宿駿と

せり、其頃まで大門村と署えしを駿場となり

しより大門町と改め、又後年今之如く宿と改

む。正保改定のものに大門村と見え、元禄の

ものには町と記せり。宿と署えしは此後なる

ことを知る。東西へ十石町、南北二十五町

新築瀬川

にても東北の方を流る。此川は當所北の方

にて新築瀬川を合流し、村内を貫き、南流

して美の方に至り又新築瀬川に合す、これ

江戸へ運送のため延喜草中、願ひ工て、

下駄田の三村に禁す。又新築瀬川を掘て新王荒

鉢上舟に對す。

戸戸百五十石、多くは在郷の左右に連住せ

り、これも天々保用水を引て耕種す。戸田家

博右川

東方を流る

著に伊豆守老泉幼名萬千代母方の氏を以て水夢と称
し、慶長二年九月当所に於て采地を賜ひしこと覗ゆ
正保の頃は兩部対馬守松領地なりしが、後上りて、
御料となれり。松地は慶永中改めしを、再び宣徳十
年一色安芸守石谷備後守亂せり

高札場

御成道の中

小路西方

御成道の中には土人私に西方村と呼び近

門谷、坂、臺、神田久保

行谷、姥ノ懐、雜寺、

瀬戸久保、野原

壇瀬山、洪源原、上、下、原

山川 縮瀬川

東北の方にて本郡と埼玉郡の境を流

橋と名づく

八町なり。

新築瀬川

にても東北の方を合流し、村内を貫き、南流

して美の方に至り又新築瀬川に合す、これ

江戸へ運送のため延喜草中、願ひ工て、

新に掘し古の下で世村に口からず、福

十間條、中程にて土斷あり船手橋と号す。

○神社 十二所権現社村の鎮守 別者

華嚴寺

新義興言家、岩内大光寺門徒、熊野山
宝光院と号す。開山源盛、寛永元年、

十一月三日歿せり。本尊不動を安坐す。

牛頭天王社、

弁天社、稻荷社

当社は小名西方の鎮守なり。
以工三社は民の寺也。

淡商社

大光寺 稲荷社

多竹寺 神助八幡

春日合社

華嚴寺の社

○寺院

大興寺

觀音院與喜宗原附密蔵院の末、慈眼山
院と号す。其寺下創は天教大師の

作にて後さ三尺許、天正年中寺鐵三十
石の御承印を號ひしが、百歳のために

鳥音に改り、丙午元禄年中に賜へりと
云、附山永昌永禄二年四月八日歿せりと

鐘樓

鎮以虫豕耳中錫違
五寸壽行基の保。天神社

稻荷社

觀音堂

如壽輪觀音にて一丈
五寸壽行基の保。

塔頭

多門寺

迦藏佐本尊とせり。附山永昌
元和四年五月十四日歿せり。天神社
同宗・相内大光寺門徒、医王山東光院
と号す。本尊不動を安坐す。附山永昌、文祿

國福寺

二年三月五日歿す。

慈師堂

慈師は長さ一尺餘、坐像にて行基の作と云。

愛宕社、大字、淡

光園寺

同宗にて同母の門徒なり。大聖山明王
と号す。開山妙寧寺慶ニ年と百廿九百四
不動至本尊とす。本尊とす。本尊とす。

地藏堂

村民の阿彌陀二尊
一は華嚴寺持

阿彌陀二尊

一は村民の持

宋迦阿弥陀三尊

板石塔婆

所在地及び前看番 深浦市大字大内

大興寺へ住風鏡永照光(

昭和廿二年三月廿五日

指定年月日

有形文化財

(考古資料)

基座形状

高さ・1.0メートル

幅三三・五釐

下部

厚さ三釐

頂部

三釐

頂部は三面形を呈し、額縁の切り込みも比較的
深い。天蓋が最上部にあり、中央部の阿弥陀如
来は蓮台の上にあり、正面正面いた通軒柱立像
で來迎印を施す。光背は頂部を中心とした圓
形に彫られ、後光が丁寧に陰刻されている。

その下に血色あつた板持、導至、圓音両菩薩
がやら腰をきて対称的に配置されている。
三尊とも祇園式のつた像である。その下には
梵字による光明真言があつたらしく、その一
對が認められ、國様には金箔が施されていた
痕跡がある。認えがないので製作の時代は確
かでないが、天蓋、冠様の様式等から南北朝
時代の終り頃か、室町時代の初期につくられ
たものと推定される。頭部の一端に欠損があ
る。

二 考察

この鏡の國様板石造婆頭は、東方など嵯峨ある
が、その中でわすぐれだものの一つであり、
代表的な作例といえる。風化がやや進んでい
るので、指定し保護する必要がある。

浦和市文化財調査報告書第十三集

(3) 大災寺の天孫記念物

(4) ヒヨクニバ 二株 昭和四三・三・三一指定
甲 高さ二〇米 幅まわり 二六五米
乙 高さ三〇米 幅まわり 三・三五米

④ 大門神社の天然記念物

(5) ヒイラギ 一株 昭和四三・三・三一指定
高さ 一〇米 幅まわり 三・五メートル
(6) ウメ 一株 昭和四三・三・三一指定
高さ 一〇米 幅まわり 二・三メートル

2. 文永七年銘板石塔

所 在 地 浦和市大字同宿長福院寺境内
指定年月日 昭和四十二年三月二十五日

指定種別 有形文化財(天孫資料)

一 品質形状

高さ 一〇米 幅 三六厘米
厚さ 四〇厘米

この板石造婆頭は高さに比べて幅が広く額の
面にこみも大きくすんぐりとした典形的な鎌
倉時代の特徴を持つている。上部中央に阿弥
陀如来を示す梵字「キリーヴ」がやや縦へ彫へ
て影の深い篆彙形で刻まれ、その下に輪平な蓮

書がおかれている。蓮台の下に口、中央に「文永之年七月廿二日」の紀念銘があり、その西側には二行ずつ、次のような銘文がある。

設立得主十方衆

3. 中野田村と明照寺

生軍心宿系發生
我國乃至十念若
不生者不取正覺

二 痛 繫

や、風化が進み、銘文も判然としない部分もあるが、建立が文永之年（西暦一、二〇〇年）七月二十日とはつきりしており、当代のむかして完好な例といえる。（現在のところ市内最古の板石塔婆である。）時に銘文の傍には大無量寿經の四十八願中の第十八願である。第十八願は、正願にはこのあとに「唯除五逆
非謗正法」のただし書きがつぐのであるが、四

十八願中最も意味を深くされ、阿弥陀仏が法藏菩薩であつたときに立てた願である。王家繩にあるいは内意から急仏往生の願とも称され、大無量寿經の釋名とも言えるものである。

このようなことから本資料は、淨土教へとくに淨土真宗（の教化を知るに活用すべきものである。浦和市文化財調査報告書第十三号）

① 中野田村 中野田村は江戸よりの行程前村に同じ、東は玄蕃新田及び北村の轄地につづき、南は下野田村にて、西は辻、代山の二村に隣り、北は高畠村に接せり。東西十河餘、南北七八町用水は天久保用水を引沃ぐ、民戸三十九、村の西に寄て日光御坂道かれり。当村正保の頃のものに春日佐右衛門知行と見ゆ。今もその子孫春日兵庫が知る所なり、村内明照寺の伝によれば、後は春日氏の旧領なるによりて、御入園の後賜ひしものにや、検地は承応二年の改めりと伝ふ。又下野田村の内に築池あり。

高札場 村の中程

小名 畏木

村の西側を去、古へ猪瀬太田の豆に名とせりと云う。彼の城跡は隣村代山の内に在り。

由淨寺、鉢袋起、五頭次下、壇ノ内、剪火筒

櫻間

神社 稲荷社

村國

寺院 明照寺

寶鏡院と号す。本尊薬師は運

度の作にして長さ一尺許・また壁中に長さ九寸許の瓦沙門を安置せり。是も同作と云。寺伝に春日八郎行元、尊氏將軍より額及三算九月十八日の下し文ありて、寄田中丸を領せり。且此頃寺は前守と号へて、未にかすかの寺院なりしが、行元文代の孫春日下總守兼定、己が室月嘗院泰基頃正追福のため、被小寺を申受け、法謹の李を用ひ、改めて明正寺と号し、本山第二番六面丈龍をもて、己と同じく中矣となせり。文龍は元和三年正月十八日歿し、本山第二番六面丈龍をもて、己と同じく改めし所以はしらす、今春日氏の伝によるに春日入爾行元は將軍兼定に社へ草附あり故に其の實行れて尊氏より下文あり。其文に武威画足立御禪波彌角、管谷村丸ヒ浦郷事との廿、開成三年九月十八日と記し、當寺たは同下文及び象印にもいわざれば累ふべキ証なれと後に此辺をも領せしことありて斯云にや。又下總守兼定は、初め岩船の城主太田美濃守入道三乘がもとに育て、武者大将となる。

具後北条氏の招きに応じ、小田原に赴き度々軍府左相す、小田原落城して後氏房に従ひ高秀に入道せり。此時東興寺本多法源守正信を輔使として召出され、采地子五百石を下し給ふ。元和元年七月四日守貞に於て卒す。歳と十五、貞子左近守家吉も小田原に在りて軍功ありしが、落城の後栗良と共に氏房に従ひ、氏房没してのち父と同じく召されて東興寺に仕へ奉り奉り、食禄を賜はり命によりて合宿院に仕へ奉り、寄合御番を司めりと云。今音寺は春日氏代々の權越たり。天祐院朝重・大友南菴・若安・大居士、これ南菴景定の法謹にして慈陽東山禅林寺に葬り、後に雪舟の魂向へも別に黄葉を建と云。又景定の父下總守行光は天正廿年十二月四日卒し、大根院慶徳立・金榮院主と号す。景定の子左近守家吉は慶永十六年四月二日卒して、長徳院殿・徳勝大居士と法號せり。これも禅林寺に葬れりと、此像代々及び氏族の位牌を置き、又中古より代々の葬地にして各々その廟墓あり。

鐘樓

の鐘を掛り

重殿・権現社

村の鎮守社

古くより此にありて重殿山と稱えしが當寺中古の時今いづれの内となし、これをもて山号と名せり。本社の傍に天神及稻荷の小社あり。之にて本社の傍に天神及稻荷の小社あり。

愛宕社

天正十九年三月廿四日の勅諭なり。

（概要）
ひろげし所、境内に入りしと云。されどこれも自ら一の構を改し、門をも別た兩けり。爰君は春日氏代々軍中の守護神とす。天正耳中岩槻合戦の所、兼定の説與兵征宗定、軍中にて持ちたる鎧を敵に奪れければ、是を大いに恥てこの獲観に祈念し、爰日之戰に乱事の中に入り大いに財をあらはし、我鎧を奪返りしと云。故に此の神の過隙を慰じ、社を建て崇めりと云。

松源寺

同宗本尊地蔵を安置せり。浦山門院元禄九年示教せり。不動堂、阿弥陀堂

村民

(2) 春日氏一族の墓

所在地および所有者

浦和市大字大久保領家
(往駄
一大六三番地大京院
浜野善東)

春日氏は、江戸時代には旗本(はじめ廻口本家、あわせて四家となり石高令計二之五〇石となる)であり、浦和市内では中野田村三百石の領主であった。同家は南北朝時代頃から北足立地方とは古く關係をもつており、足利氏から上杉氏、後北条氏、太田氏等の家臣として代々活躍していた。一方大泉院や明慶寺等の開基となつており、そこを菩提所としていたなど、郷土に深いゆかりのある武入一族の墓として貴重である。

浦和市は江戸時代初期には天領、旗本領、寺社領等が入り混じれていたが、やがて旗本領が一部を威して天領にかわってしまった。それらの中で中野田村は江戸時代全期間を通じて、春日氏が代々知行しており、明慶寺の墓は旗本の支配を示す好資料といえよう。

春日氏の本家は浜野勘、浜野などと称していくことが多いが、現在浦和氏下大久保に「春日谷戸」或是「浜野田」という地名があり、中世における同地の領有や開発等にも關係があると推測され大泉院

西元年月日 昭和四十三年三月三十日

著述の種別 芸術 調査月日 昭和四十三年三月三十一日

の墓は浦和市の中世史を知るうえでも欠かせない
武人の墓である。

(墓誌篇)

大泉院

1 正面 「天正丙子天」十二月五日

「春日入道」下總太守

左侧面 「當寺開基」大泉院殿

茂岳全榮 (春日行光)

正面 「長徳院殿深義法師居士

寛永十七庚辰年十一月三日

右侧面 「武藏国足立城」春日左衛門

(春日家吉)

3 正面 「成安院殿」山東庵居士

「元和八年壬戌天」十一月十二日

甘 「祖父」春日左次衛門

(春日家春)

4 正面 「淨智院殿」月庵幽山公信士由位

瑞應三十丁酉天「八月十六日」

春日左衛門下 (春日萬重)

16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5
4 3 2 1 0 A B

明照寺墓地

(春日家)

明照寺

○(正面)

永昌院殿清翁

等觀大居士題

(庄園面)

天保三年壬辰

道嘉廿月二十有

九日 (春日天)

尊無東行定塗

世壽廿十歲

(右側面)

ひとたびばいつ

れ行くべき死出

の歎」「こころ

代かかるきり雲

むくじ

(春日行達)

莊園

「淨智院殿深智湖蓮

春日大居士」

(右側面) 「文化八年辛未年七月二十八日」

「春日八郎藤原行道」「世寿四十日」

(左側面) 「身まわらんとせし時によめる」

「歎妙の粧のゆめをゆめとのみ

おもうにはかなゆめの中

(春日行道)

(正面) 「天總院殿南與普安大居士」

「朝敵大夫」「前下總守」

(正面) 「春日院殿日興心悅道感天居士」

「青松院殿真興心悅普安大居士」

(右側面) 「寶保三癸亥年十月六日」

(侧面) 「元文丙巳未耳五月二十二日」

「春日行條天連」

(西側面) 「夫天總院殿君当家采地元祖也昔年
慶長末忘大樹殿下鉤命為著誰於城北伏見城
被征朝敵太夫從五位下兼下總守字勇基定國
余古稀既已五年累病干往所元和元年七月四
日卒葬遭破於洛陽禪林寺塔于社春秋癸巳經一
百五十年今玄孫尚予遙与知其靈廟之時植處

是造福之辰故令新造於一風塔而立墓定國墓
之山康敬功德於後承拂葉烈於累世而告耳

誠於同苗各相扶一唱真功三嘆其德不曰若成
矣繢歌詩總之

壬時明和甲申秋七月 (春日墓定)

玄孫春日源九郎藤原行兼

(正面) 「大德院殿本岳自服大居士」

(右側面) 「天明七丁未屋十二月十八日」

(左側面) 「春日自由藤原行東」 (春日行東)

(背面) 「春日頼兵衛冠宗定」

(右石右側面) 「寛永十三乙亥二月二十八日」

(春日宗定)

(正面) 「春日宗定」

(正面) 「春日院殿真興心悅普安大居士」

「青松院殿真興心悅普安大居士」

(右側面) 「寶保三癸亥年十月六日」

(侧面) 「元文丙巳未耳五月二十二日」

「春日行條天連」

(正面) 「陽月院殿鑑貞光大師」

「元文五庚申」十月初七日

(正面) 「陽月院殿真興心悅普安大居士」

「青松院殿真興心悅普安大居士」

(右側面) 「寶保三癸亥年十月六日」

「元文五庚申歲十月七日行尊廿四歲而生莘士

武江市ヶ谷長惠寺事然當處中野由利是予祖承之

采地明經寺本是菩提薩彌之寺乃號對寺為意靈普
提始從之々終遠而愈之而景月續日初修造福焉

猶復歸於田園補承代之祠堂料而修善於福莊嚴
誠也之議長莫令嘉德為石田產耳石之事真記牛汗
物牒及契券者也

元文五庚申歲十月七日

神主春日左近門藤原行德

(春日行條女・管治主膳正虎常要)

(正面)「被山智莊童女」

(背面)「元禄十二卯天之月廿九日」

(正面)「菊池院殿本尊源六居士源靈

「蜜永元甲申天」六月三十日

(春日穀陣)

(正面)「花林寺春祥童子吉慶中」

(背面)「元禄十一丁丑天正月廿二日」

(正面)「庄機鹿鑿靈叢東船大居士神靈」

「元禄三庚午歲」六月九日

(春日穀陣)

(正面)「梅莊玉鳳魏國吉豐貞要大婦叔靈

「天和二壬戌歲」三月廿二日

春日家次妻・水野五波守亮直女(施主

(正面)「東海尊號歲月庚申山居士施主神靈 謹言

(右側面)「等翊西丁酉年」

(左側面)「六月十六日」(春日勝重)

(正面)「法在曉霞寂光道居士」

(左側面)「靈女四甲辰年」

(右側面)「西月廿日」

(背面)「俗名 藤原氏春日左近門家久」

(正面)「此法院殿歲月清頭居士覺靈位」

「延喜七年」十一月十三日

(春日家久)

(正面)「玲了簪山見龍居士」

(右側面)「班林淨禪礼童女」

(左側面)「慶政八丙辰八月十七日」

(正面)「慶應丙戌歲五月朔日」

(正面)「本然院殿淨益利清居士」

(右側面)「草保元丙申」

(左側面)「九月二十一日」

(正面) 「龜紙身相驛殿金山妙色大師派遺」

(右側面) 「安永乙亥戌年」

(左側面) 「九月二十一日」

春日氏墓所一覽

禪林寺

東京都左京区永觀堂前

大乘院

浦和市大久保領家

明照寺

浦和市中野田

桂全寺

北足立郡伊奈村小針内猪

蓮興寺

東京都中野区上高田

長昌寺

東京都新宿区市谷榮王寺町

法福寺

東京都台東区浅草

A 石燈籠「寛文四年四月廿日」

B 「天和二年戊五月廿九日」

C 「春兼祖鷲正應」

備考「又玉」

(浦和市文化財調査報告書第十三集)

(3)

藤原氏 支流

春日(かすが)

註 ○ 印が家督相続者

今之星譜に中納言長良が源兼禪判官代焉吉は
じめて春日を称す、行元は其後裔なりといふ。

行元(ゆきもと)

八郎

等若院尊氏につかへ、算刃ありしかば、

正平七年北朝(元)三年九月十九日武藏國足立頃

桶皮鉢を領すべきむ以下文をたまはる。

○ 某 兵庫助入道、今之星譜八郎のち兵
庫助入道行東に作る

足利基氏につかふ

今之星譜行東が男を八郎行兼のち兵
庫助入道信頼とし、足利氏譜及び満
誠に延仕す・眞子を行高といふ。按
あるに兵庫助入道東(星譜)、足利基氏
に仕へその子兵庫助入道東(星譜)、行高
に仕ふといふ。年代を考ふるに基氏卒
するの年より基氏受取のはじめまで

是年十四年耳に及ぶ。さしかるとき
は寛永系四にしるす處ニ吉三吉の固
一格を脱せしが、察魏行県行高の商
行兼一格を加ふるものいわれなきに
あらず、よりて其裏面をあげて後勘
ト第

下備

兵庫助入道

今之星譜に八郎のち兵庫助行

寄入道に作る。

足利基氏のとき兵庫を甘口まし、應
永三十一年五月廿一日基氏より恩狀
をうく。

某

八郎太郎 今之星譜に入道行兼に
在る。

上杉兵庫頭瑞方及び右京庵憲忠につ
かへ康元年死す。

下總守兵庫助 今之星譜に入道
行兼に作る。

上杉兵庫少、通京國及び兵庫郡大藏鑑定に付へ、國走鐵匠の

のち、北条年吉に贈り、其が貢獻御物視に許して貰す。

八郎左衛門
（さつたん）

家十口
（いえじゅうく）

八郎 左衛門

横口口にして斬死す。

八郎 家重助 下糸田八郎

廿二日卯刻の城主太田三成がおどりて、のち北条式政
に贈じひせしは齊親をあらわし、子子左赤大友氏直及び
十面成秀より慈承をうぐ。天正十八年か甘原陣のとき、
母は亡きし、甘田源若城の後、武房にしてたゞつゝ南野由
に連り、肥前国鹿島にうつきるのみも、これに従い
武房卒するのち、武房す。とまに舟を佐渡守正信をも
つて御座下に召され、船頭船につかへたとあり、武房
西足立・肥前國新治・鹿島三頭の内に於て火燒五百石を
蒙る。其のる御旗本になるべきむね御せをかうなるとい
ふるやれて昇し来る。慶長六年与力三千騎をあずからう、
伏見城大手門の番をつとむ。元和元年六月廿日かの夜に
おいて死す。廿七十五、別名不教今のかの東洋館の櫻林寺に
葬る。

忠定
（ちゆうじやう）
銀兵衛
（ぎんびやう）
北條氏政又び忠臣にひかる

忠用
（ちゆうよう）
衛士之助
（えじしゆく）
北條氏政又び忠臣にひかる

家重助
（いえじゅうすけ）

香田左太郎吉新が祖
跡奇・崩に冢を喫す。

上杉氏直が、通房親及び民部大輔謹定に由へ、頭を戴冠の

のち、北条早雲に重し、赤手武蔵守頭職に至りて死す。

酒十石口にして納成す。

八郎 右近口

八郎 左近口

せじめ父と云ふ御親に在し、のち北条氏政及び氏房につひえ、しづく、盛松を立てられし、川田原守清の母。氏房にいたが、商賈往に赴く。氏房卒してのち、清高し、其の父文宗定とむほじくれて、東朝君に拜謁し、食禄五百五十石をたまひ、文總院院につかて奉り、寄合番を勤め、後大番となり、元和元年又素足死するののり、

其遺跡を越々・大山にだまる處の五百五十石の柏木長野縣を、貢使回新潟・長野三郡の内に於て米地五百石を

蒙る。其のち御親体になるべきむね御せをひうなるといふとて葬て葬し奉る。慶長六年与力三十騎をあずかり、伏見城大寺門の看守つむ。元和元年と月田田中の地において死す。年七十、通房不安。今の里、京師の禪林寺に葬る。

廿子 仁助

廿子 馬場右馬頭義勝が妻

通房
北条氏政の子。文正の孫也。

定勝 勲士之助。九条氏政に仕て天正十八年に没す。

家吉

春日左太郎吉綱が祖。跡吉。別に家を承す。

今度するに、奥村家國家次を元にして、家系が續く。

行道が今の奥村家正義とし、家承が継ぐ。

其夫は慈徳の御名前で御存年大正八年十一月十二日死し

井川十一と云ふ。これより母は、大正十九年の生れ

なり。紫波は御内里御に御子として生れなり。

しかるは紫波が御記の御名前後日しに叙たり。し

れども紫波は又の御内里御の御子であるやへをめり

て止むじむせんむり。今後、行道は紫波の御名前によ

つて紫波をあらたに。

八十九　御市　左近

御表十代は山内・中野・御内里御の御子で、父の御名前

祐徳と云ふ。のち御内里御に御子として御内里御の御

祐徳と云ふ。のち御内里御に御子として御内里御の御

祐徳と云ふ。のち御内里御に御子として御内里御の御

祐徳と云ふ。のち御内里御に御子として御内里御の御

祐徳と云ふ。のち御内里御に御子として御内里御の御

祐徳と云ふ。のち御内里御に御子として御内里御の御

勝重

御市　伊左近
父に先だらて死す

南井兵庫前正義が妻

子

春日八十郎行柯が祖　千助　八郎左衛門
刑部となる。

西田春三御政信が妻

女

馬場十郎右衛門義輝が妻

義輝

久東吉金口　庄兵衛　田口忍庵
父の御名前

延喜五年四月二日生家主・千八十四年四月
行し、田口及び新田五百石を領主天王寺義柯に分
らす。のち御内里御の御子を嗣て、下総国新

宿のウラだつさる。六年三月二十九日御小姓
親の義士となり、元亨十四年八月二十一日、其

子井邊院を以て、その義士として御内里御となり、
延喜五年四月二日生家主・千八十四年四月九
日死す。井八十六代・井口左近の御内里御の御

名前は御内里御の御子として御内里御の御名前
恭吉・寿源・恭矩の御内里御の御子として御内里御
の御名前は御内里御の御子として御内里御の御名前

行徳

内蔵郎

北原口 勝也 国司職守 在家臣

酒井大五郎 晴信、吉川忠氏、義興が機

わらびつて其女を嫁む。

寛永元年六月三十日、酒井晴信が母、十一月十三日甲子の

日、酒井晴信（晴可）に生みと奉り、三月七日丙寅の日

海が酒井に別し、六月十三日水戸に移り、酒井晴信が正室
政子（政子）に嫁し、晴信の御内親が政子の娘である。晴

信は酒井晴信の娘である。正妻の晴信丙寅の日、晴信
の娘である、六月十四日水戸に嫁する。

寛永三年三月十三日、酒井晴信の正室晴信が正室御内
親（政子）に嫁し、晴信の娘である。正妻の晴信丙寅の日、
晴信の娘である、六月十四日水戸に嫁する。晴信の娘である
酒井 晴信、晴信の娘である、正妻の晴信丙寅の日、晴信の娘である

行衆

氣之助、内蔵郎、五郎門、越前守、政子兄弟、
吉田、東山昌巳は其の弟の清康の長男、母は、
東山昌巳夫の妻が女、行徳が養ふとせつて
其女を娶む。

寛永三年十一月二十五日、酒井晴信が母、延喜院野
三門三十一日はひひて酒井晴信（晴系）に拜謁
す。二月五月十九日酒井の御内親が母の室音
十一年十二月二十六日死を葬す。昭和八年八月
八日葬社し、天保七年十二月十八日死す。年
六十三、法名、寂照、葬地不詳（おなじ）、葬社
行徳が女、後妻の小浜禪中が葬場が女

行徳

行徳が女、後妻の小浜禪中が葬場が女

行雅

酒井晴信、左近門、天正小尾移左近門信頼

二男、母は某氏、行雅が養子となつて、其
夫を娶む。

一真

行徳 父之弟

政春

行徳の娘、佐久間、母は正室の晴信が女

女子

行徳が母

行徳

行徳が女、後妻の小浜禪中が葬場が女

おみえたてあつる。時に二十二才（）寛永元年父
に先だつて死す。年三十七

夫を娶む。

酒井正室の母はひひて酒井晴信（晴系）

明治八年八月八日 家主延・母承元年六月十三日はひ
めて淡路瀬戸(瀬戸内)に移る。二月十一日出

日御着用の番士となり、五年廿四十四歳を度す。天保
元年九月十一日元に行舉が妻、家臣伊藤義定の門弟と

不惑の年ありしるべ、止むを得ずに入りてに殺害され
シテ死し、事は懲罪のせだるにあり、義定に於して要
因せず、これがために病を発す。

かへた行舉が一回をしてから頃は隨のといふ
父が亡き義定が往苦に赴く。じよへ、名を改む。父を、
義にち、はつて「かほ」を冠す。らめり頭をいふと書く
人の評論は、「かくもかくも」といふ。義定は、
當初教養のいふむかにあはばむ。しきつに、あら一回、
おはめでて「かほ」を、力をひねびす。猶にしてひ由
だ。近年御子舎耳後穿高晴がもとだいたう。手の妙木
を動かしの様、病痛のなす處ひつじごくも、不快の
形ひつじて、職仕して手へ鍼灸せしらう。かく。
觀音ノノリ三日死す。年廿十一

送別 懇意の行舉が妻、義定行舉が女

一 女子 行舉が妻

一 女子 行舉が妻

一 行道 馬琴六 死行舉が妻

行道

義定六、實以に兼が二男

母は義定、行舉が妻となる。

天保元年九月十一日 無事従り。宿十日方 米地

千八十一石

ハ年日没三十八日 以じて義定(義理)家にまみえ
た。さういふ、妻は大河内耳下志保が女、慈寧院には女房

義正尼の義定が女

其

永貴

行定

繪文語 母は義定が女

其

永貴

其

永貴

實政官僚著述